

消保第856号  
令和3年1月8日

一般社団法人鹿児島県LPガス協会  
会長 秋元 耕一郎 様

鹿児島県危機管理防災局  
消防保安課長 愛川 克也



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく  
一部事務の権限移譲について（通知）

このことについて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）に基づく事務の一部を、下記のとおり権限移譲することになりました。

つきましては、当該届出事務が円滑に行われるよう、貴協会会員に対し、周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 権限移譲を行う事務
  - (1) 液石法第38条の3の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理
  - (2) 液石法第87条第1項に基づく関係機関への通報（前号に掲げる事務に係るものに限る。）
- 2 権限移譲を受ける市町村：始良市
- 3 権限移譲を行う時期：令和3年4月1日
- 4 液化石油ガス設備工事届出先  
始良市消防本部 予防課  
住 所：始良市加治木町木田2040番地1  
TEL：0995-63-3819

（問い合わせ先）  
鹿児島県危機管理防災局  
消防保安課保安係  
担 当：石 元  
TEL：099-286-2262  
FAX：099-286-5521